

東京弁護士会・環境宣言

第1 基本理念

東京弁護士会は、地球環境の保全が社会の持続的発展に欠くことのできない最重要課題の一つであることを認識し、現在及び将来の全会員及び職員とともに、「地球市民」として、各自が役割と責任を自覚し、環境保全に関する施策を総合的・計画的に推進して環境負荷の低減を図り、もって循環型社会・低炭素社会・自然共生社会の実現に寄与することを宣言する。

第2 環境方針

- 1 当会は、環境問題について、研究、研修及び啓蒙活動等の様々な環境改善活動を通じ、環境保全の重要性を訴え、循環型社会・低炭素社会・自然共生社会の実現に取り組む。
- 2 当会は、その活動が、環境に及ぼす影響を可能な限り低減させるため、適切な環境保全策を総合的・計画的に実施し、そしてその評価を定期的に行い、継続的な改善を図る。
- 3 当会の全ての活動に関し、計画から終了に至る全ての段階において、以下の項目に取り組む。
 - (1) 省エネ・省資源活動の推進
 - (2) 廃棄物の減量・再資源化
 - (3) 環境配慮型製品購入の促進
- 4 現在及び将来の全会員、職員が環境問題に対する自覚を深化させ、ひとりひとりが環境負荷低減活動を意欲をもって積極的に行動できるようにする。

2010(平成22)年3月24日

東京弁護士会

会長 山岸 憲 司